

令和5年度 第2回 石狩市子どもの権利に関する検討委員会 議事録

日時 令和5年9月27日(水) 午後1時30分～3時30分
 場所 石狩市役所4階 401・402 会議室
 出席者 13名

委 員					
役職	氏名	出欠	役職	氏名	出欠
委員長	小山和利	出席	委員	星野ゆかり	出席
副委員長	伊藤美由紀	出席	委員	今西浩子	欠席
委員	佐藤勉	出席	委員	長谷川洋子	出席
委員	細谷准一	欠席	委員	新田大志	出席
委員	細田幸男	出席	委員	穴田めぐみ	出席
委員	重山麻人	出席	委員	時任千恵	出席
委員	坪田清美	欠席	委員	朝倉恵	出席
委員	近藤宏	欠席	委員	大森由紀子	出席
アドバイザー	松倉 聡史	出席			

事務局	所属氏名	所属氏名
	保健福祉部長 宮野透	子ども政策課主査 中川陽子
	保健福祉部次長 田村奈緒美	子ども政策課主査 田原朋学
		子ども政策課主任 齊藤幸古

傍聴者 2名

次第

1. 開会

2. 議事

- (1)第1回市民ワークショップの結果について
- (2)子どもの権利に関する講演会の開催報告について
- (3)検討委員会の論点について
- (4)議論「子どもの定義」

3. グループワーク

大切な子どもの権利について

4. その他

次回会議について 令和5年11月22日(水)午後1:30～3:30 市役所5階全員協議会室

5. 閉会

【1 開会】

○事務局 田村次長

それでは定刻でございますので、ただいまより令和5年度第2回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会を始めてまいります。本日の会議は2時間程度を予定しておりますので、皆様よろしくお願いたします。本日の出席状況を報告させていただきます。委員16名中12名の出席ですので、石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されておりますので本委員会が成立することを報告いたします。

では、本日の資料の確認をいたします。まず、本日の配付資料でございます。会議次第と裏側が委員名簿になっているもの。それから、「子どもの権利に関する条例検討委員会での論点について」は、事

前に皆様に送付していたのですが、こちらの資料に差し替えをお願いいたします。追加資料として「先進事例3市の条文」というものです。

次に先日開催いたしましたワークショップの北海道新聞の記事になっております。こちらが本日の資料となります。それから、事前に送付資料といたしましては、「子どもの権利ニュースレター第1号」、そして、「みんな知ってる?!子どもの権利条約」というもの。それと、子どもの権利に関する講演会の配布資料と講演録をお送りしております。また、第2回の議論にあたっての事前作業のお願いということで、記入する用紙をお送りしております。また、次第には載せておりませんが、本日欠席の細谷委員から「よくわかる子どもの権利条約」ピンク色の冊子を頂戴いたしました。人権擁護委員さんでお使いになっているものかと思いますが、ご提供いただきましたので、委員の皆様へ配付をしております。資料はおそろいでしょうか。不足がありましたら事務局の方までお申し付けください。

それでは、これよりの進行を小山委員長にお願いしたいと思います。委員長よろしく申し上げます。

○小山委員長

今日はグループワークを予定しておりますので、ぜひ、忌憚のないご意見を聞かせていただきたいと思っておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思っております。先月第1回市民ワークショップと子どもの権利に関する講演会が開催されましたので、事務局より一括して報告をお願いします。

○事務局 中川主査

私から市民ワークショップと講演会の開催報告をいたします。

初めに、第1回市民ワークショップの報告をします。8月20日(日曜日)の10時から12時まで、花川北コミュニティセンターで第1回子どもの権利を考えるワークショップを開催しました。小学5年生から高校3年生までの子ども5名と大人6名の合計11名が参加しました。

今回のワークは、子どもの権利条約にある権利の内容について学ぶために、ジャンボかるたを使って行いました。ファシリテーターが読み札を読み、参加者が取った絵札の内容をファシリテーターが1枚ずつ説明していくというものです。グループ対抗戦で子どもも大人も本気でかるたを取り、内容も真剣に聞いて、権利の内容について楽しく学ぶことができました。

その後、グループに分かれ、学習の内容を踏まえて「自分が大事だと思った子どもの権利」について、それぞれ発表し、意見交換を行いました。意見交換の内容は、事前配付しております「子どもの権利ニュースレター第1号」に紹介されていますので、後ほどご覧ください。

当日は加藤市長も見学に来ていまして、参加者の議論の様子を見ていかれました。

また、8月22日の北海道新聞に市民ワークショップが掲載されたので、コピーを本日配付しておりますので後ほどご覧ください。

次に、子どもの権利に関する講演会について報告します。

8月26日(土)の14時から、市役所4階の会議室で開催しました。当日は、56名の参加をいただき、小山委員長をはじめ、伊藤副委員長、多くの委員の皆様にもご参加いただきありがとうございました。

当日はあいにく加藤市長が所用により出席できませんでしたので、ビデオメッセージで条例制定に対する思いなどをお伝えし、その後、当委員会のアドバイザーであります松倉先生より、道内の子どもの権利条例の事例報告として、士別市の制定までの取り組みなどについてご報告をいただきました。また、基調講演は早稲田大学名誉教授の喜多明人(きたあきと)先生により、「なぜ、いま、子どもの権利条例なのか?こども基本法元年を迎えて」をテーマに、50分間大変貴重なお話を伺うことができました。参加者からは、「子どもの意見を「反映」させることの本質を学ぶことができた」、「これからの日本の将来を考えた時に、中心にいるのはこどもということを改めて認識した」、「とても内容の濃いお話しで時間が足りなかった」などの感想をいただきました。

事前送付しました講演会の資料と講演録で改めてご確認いただければと思います。報告は以上です。

○小山委員長

ありがとうございました。私は講演会の参加でしたが、今日ご参加の委員さんの中で両方参加された方がいると思います。できれば感想などを聞かせていただければと思います。どうでしょうか。

○大森委員

ワークショップに参加しました。最初に思ったことは参加人数が少ないと感じました。内容については、ジャンボかるたを使って、この条例はこうですよとひとつひとつ分かりやすく説明していただきとてもよかったですと思いました。講演会については、時間が短いと感じました。松倉先生も喜多先生も大変良かったと思いますが、冒頭で喜多先生もお話されたように90分で構成してるものを50分で話すのは難しいですと急ぎ足でお話されていて、もう少しゆっくりお話を聞きたかったです。私は子どもの権利条例を求めているいろいろな活動してきましたけれども、今改めて子どもというものについて、私はどちらかと言うと今いる子どもたちを何とかしたいという思いが強かったのですが、そうではなくて、子どものまちづくりなどと視点が広がってよかったと思います。

○小山委員長

ありがとうございます。いずれにしても時間が足りなかったかと思います。どなたかご参加されて感想があればお願いします。

○星野委員

ワークショップと講演会と両方参加させていただきました。ワークショップでは、参加人数が少ないと思いました。参加して内容がとても良かったので、もったいないと思いました。募集という形で参加された子どもたちですが、子どもの権利という言葉が硬いので、大きなお祭りなど子どもたちがいる所にこちら側が出向いて、かるたで景品があるよなどとやってみて広がっていったらよいのかと思いました。講演会は、私も時間が短いと感じました。また、いろいろな地域の方が参加されていて、石狩市の子どもの権利について、他の地域の方の関心の高さがすごく感じられました。

○小山委員長

ありがとうございました。他にどなたかいらっしゃいますか。私も講演会の参加だったのですが、この条例がどんな目的やねらいがあってということがはっきり理解できましたし、条例制定に向けて進め方やいろんな課題が語られていましたので、今回進める上で、本当に貴重な講演会になったと思います。それでは、時間なので次に進めたいと思います。委員会の論点について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 田村次長

子どもの権利に関する条例検討委員会での論点について、本日差し替えて配付しております資料をご覧ください。今後、条例の内容について検討するにあたり、議論がしやすいようにいくつか論点を絞って提示をしている資料です。参考として、先進事例である土別市、川崎市、武蔵野市の3つの市の条項等を掲載しております。論点は7項目としました。

1番目が「子ども」の定義についてです。子どもの権利条約では「18歳未満のすべての者」と定義されていますが、こども基本法では「心身の発達過程にある者」と定義されています。資料にありますとおり、各市において年齢や居住要件等を条例で規定されていますので、石狩市においてもしっかり規定したいと考えております。今、3つの市は年齢要件が入っておりますけれども、子ども基本法ができてから子どもの権利条例が制定された富山県南砺市では、子ども基本法と同じように「心身の発達の過程にある者」という規定になっております。参考までにお知らせいたします。

2番目が「大切な子どもの権利」についてです。子どもの権利条約では、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つがあります。先進事例の3市においても、子どもの権利条約を基本としつつ、独自の権利が規定されていました。石狩市の子どもにとって大事だと思う権利や皆さんが大

切にしたい権利などご議論をいただきたいと考えます。

3番目が「責務」です。責務は、条例が施行されたら、その対象者が果たさなければならない務めです。先進事例の3市では、責務と言ったり役割などと言ったり表現は違いますが、石狩市においても対象や内容について条例に規定していきたいと思っておりますので、ご議論をいただきたいと思っております。

4番目が「子どもの権利の日」です。こちら子どもの権利の日には、土別市は規定がありませんが、川崎市、武蔵野市ともに「11月20日」となっております。これは国連総会で子どもの権利条約が採択された記念の日です。子どもの権利の日には、普及・啓発などの事業をされておりますけれども、石狩市も子どもの権利の日を制定すべきかどうかをご議論をいただきたいと思っております。

5番目が「子どもの参加、意見表明」です。この条例の重要な部分のひとつだと思いますが、子どもの参加の意義やどのように推進していくかなど、具体的にご意見を出していただきたいと考えています。

6番目は「子どもの権利保障」です。この項目も、本条例の重要な部分になります。子どもに権利の侵害が降りかかった時に救済するための体制整備や権利委員会の設置について検討していきたいと思っております。

最後が7番目の「子どもの権利に関する施策の推進」です。

市が子どもに関する施策を推進していくにあたり、子どもの権利保障が計画的に実行されていくための行動計画の策定や施策そのものをどのように位置づけるかなどについてご意見をいただければと考えています。

以上が検討委員会でご議論をいただく7つのポイントについて説明しました。

これ以外の項目について議論をしないということではなく、まずはこの7項目に論点を絞ってご検討いただけないかという提案です。どうぞよろしくお願いいたします。

○小山委員長

ありがとうございます。第1回の検討委員会では、子どもの権利条例について学ぶことをメインに開催しましたが、今日も含めた今後の検討会で議論していくポイントについて事務局に整理してもらいました。それで、7つの項目について検討委員会でしっかり議論をして条例に活かしていきたいと考えておりますので、土別市、川崎市、武蔵野市の条例に書かれている内容が参考として載っております。当然条例はほかにもたくさん項目条項はあるんですけども、この七つの項目を重点的に議論していくことで事務局の提案だったのですが、この進め方について何かご意見がありますでしょうか。基本的に、この進め方でよろしいでしょうか。どうでしょうか。

○大森委員

事務局の提案されたとおり進めてよいのではないかと思います。議論していく中で、これはこうではないか等いろいろ出てくると思うので、そのあたりは柔軟性をもってやっていくのがよいと思います。

○小山委員長

ありがとうございます。ほか何かご意見ありますでしょうか。それでは、事務局の提案どおり7項目を重点的に、また、必要があれば派生して、ほかの条項にということで進めたいと思っております。いよいよ議論に入っていきたいと思っておりますが、まず一番目の「子どもの定義」についてですけれども、事務局から説明をお願いします。

○事務局 田村次長

1番目の「子どもの定義」についてです。先ほどと少し重なる部分がありますが、条例に定義する「子ども」という表現について、子どもの権利条約では「18歳未満のすべての者」とされておりますが、こども基本法では「心身の発達の過程にある者」とされております。先進事例として掲載しました土別市、川崎市、武蔵野市を見ますと、年齢要件としては「18歳未満」としながらも、土別市では「20歳に満た

ない高校生を含む」とし、川崎市と武蔵野市では「その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」と広く捉えて表現されています。

また、対象者を「市内に居住する人、通学・通勤する人」としたり、「市民をはじめとする市に関係のある人」としている場合もあります。

参考に記載しておりますが、石狩市では最上位の条例として「自治基本条例」を制定しております。その中に市民などについて定義付けしています。

1つめが「住民」についてです。地方自治法でいう住民と同じく、市内に住民登録がある人と市内に主たる事務所を置く法人をいいます。主たる事務所を置く法人とは、本店や本社の住所が石狩市内にある法人と言います。

2つめが「市民」ですが、1つめの「住民」のほか、石狩市外から市内に通勤や通学をする人や、主たる事業所、本店ではないけれども、市内で活動する法人や団体など、市内で継続的に活動する主体を広くさして「市民」としています。

3つめの「石狩市」は、地方自治体としての石狩市を言います。

4つめの「市」というのは、自治体として石狩市に置かれている議事機関の議会と市長や教育委員会などの執行機関を総称しています。

子どもの権利に関する条例で子どもの定義を「18歳未満の市民」とした場合は、市民の定義は自治基本条例に従って、18歳未満の住民と18歳未満で通勤や通学する人、18歳未満で市内で活動する法人や団体の人も含まれることとなります。この自治基本条例によらない「市民」と定義するのであれば、この子どもの権利条例の中であらためて定義していくこととなります。説明は以上です。

○小山委員長

ありがとうございました。まず、条例で対象とする子どもの定義をどうするかという議論になります。事務局の説明のとおり、子どもの権利条約では「18歳未満の人」となっていますが、自治体によっては定義の仕方が違ってきます。石狩市では、どのように定義していくかを議論していきたいと思えます。年齢をどうするのか、また居住の対象をどうするか、その辺りの議論になるかなと思えます。それでは、ご意見伺いたいと思えます。お願いします。

○朝倉委員

私の立場としては、石狩湾新港に勤め先がありますが、主たる事務所ではなく本店は大阪になります。石狩湾新港に勤める若い方の多くは、札幌市に居住しております。そのような方々のお子さんたちに関しては、この参考に出ている条件には当てはまらないということになり、私たちの会社で働く方々のお子さんは、石狩市の基準に当てはまらなくて、参加できないということになるのかと思えます。どこまで対象を広げるかは難しいところではあると思えますが、石狩市のまちづくりの今後の方針として、例えば石狩湾新港をはじめそういう企業にたくさん人が入ってくれるのは、まちづくりにとっては非常に大きな影響があることだと思うので、それらの兼ね合いも考えたうえで、本当にこれで大丈夫なのかを皆さんと議論していきたいと思えます。それから、年齢制限について疑問なのですが、18歳未満、18歳以上の縛りがあるのとないのとでは、どのようなメリットとデメリットがあるのか。例えば年齢制限を外したことで、市にとってやりにくいことや何か困ることがあるのかという点についてです。

○小山委員長

ありがとうございます。居住のところで、札幌市から石狩市に通勤している方々のお子さんまで対象とするのか、市のまちづくりの考え方と関係するので、その兼ね合いをどうするかということだったと思えます。それから、18歳と定めることで、事務局側としてメリットやデメリットについて今の段階でお話できることがあればお願いします。

○事務局 田村次長

年齢要件を定めなければならないということではなく、18歳に限定するのかもしれないのかについてもご議論いただきたいと思います。ただ、メリットやデメリットについては、子どもの権利条例ができたときの対象者をどうするのかということなので、やはり年齢が大事だということで検討委員会の中で議論されれば、年齢要件が必要となりますし、そうではなくまだ心身の未発達の状態を全て指すのであれば年齢要件は必要なく、年齢を定めることによって特にメリットやデメリットはないかと思えます。

○小山委員長

この場は多数決で決める場ではないので、この点について皆さんご意見がありましたらお願いします。

○大森委員

先ほど富山県南砺市の事例を話されましたが、こども基本法ができてから条例を作られたということで、年齢ではなくここに書かれているように子どもの心身の発達過程にある者と定めているということです。以前、喜多先生の講演で、子ども基本法ができてからの子ども基本条例を作っていくときに、気を付けなければならないことがあると言っていました。具体的に何がどうなのかは分かりませんが、その辺りを考え視野に入れなければいけないのかと思いました。

石狩市自治基本条例の市民の定義の中で、石狩市内で就業、就学その他継続的な活動を行う者とされています。住民は、石狩市に居住する個人又は石狩市内に主たる事務所を置く法人をいうとされています。先ほど朝倉委員からお話があったように、本店・本社ではないけれど、大きな規模の事業所に多くの方が就業していますので、この方々が市民として考えているということでもいいのです。それであれば、これを活かしてここで考えていけばいいのかと思います。

○小山委員長

ありがとうございます。自治基本条例のイのところですね。それを活かすというご意見が出ました。他どなたかお願いします。

○伊藤副委員長

私は、大型児童センターこども未来館の館長をしております。子どもというくくりで考えると高校生までというやりとりを子どもたちと確認しあって運営しております。高校生3年生は18歳になっている子、なっていない子のばらつきがあります。その子たちには、高校卒業するまでは自由に来たいと伝えてあります。高校に行かず中卒で未来館に来ていた子の中で、仕事についている子どもたちもあり、その子たちも遊びに来ます。ただ、働いているからと言って大人扱いではなく、ここにあるように心身の発達過程にある者として、働いている子たちが来た時には、最近の話ですとかいろいろな話を聞いたり、バスケットなどをして遊んでいく姿があります。また、高校生といいますが有朋高校のように4年生もあり、18歳以上も高校生というパターンが数年前にあったので、高校生という枠で子どもを考えると、高校を卒業する3月までとしておりましたが、心身の発達過程にある者という考え方もあるのだと分かりましたので、今後整理したいと思いました。

○小山委員長

ありがとうございます。それでは、どなたかいらっしゃいますか。お願いします。

○細田委員

校長会から来ております細田です。教育者の立場の視点から子どもを整理しますと、対象としてまだ成熟していないということ、身体的や知的、社会的、感情的な成長、その発達過程にある者を子ども、個人を指すというイメージでおります。子どもたちに知識、スキル、価値観や道徳的な原則などを教え、彼らの成長と発達を支援して、健康で幸福な成人として成長していく、その基盤を築くというのが教育者の立場としての子どもの定義として押さえているので、18歳と制限するのではなく、一応18歳は成人でもありますが、こども基本法と同じように心身の発達過程にある者と大きく捉えたほう

がいろいろ発達段階があったり、ヤングケアラーになってしまったり、一度働きだしたり、18歳になって、また学び始めた等そういう方にも対応できるかと思います。

○小山委員長

ありがとうございます。教育の立場のご意見でした。他にどうでしょうか。18歳という数字を入れるか入れないかという考え方もありますし、入れるとしてもそれにプラスこういう子も含めるよという書き方もありますし、18歳という数字を入れないという考えもあるのかと思いました。

居住についても勤務の方であれば、いろいろなかわりが石狩市の中であると思いますので、そのあたりをどのようにするのか等、いくつか出していただきました。他に何かご意見ありますか。

それでは、今のご意見等を踏まえてズームでご参加いただいている松倉先生から何かアドバイスやご意見をいただけないでしょうか。お願いします。

○松倉アドバイザー

子どもの定義についてご議論があったかと思いますが、民法が改正されて4条で18歳になると成人に変わりました。ただ、子どもの権利条例になりますと、士別市にもあるように「18歳に達し20歳に満たない高校生を含む」という通学する人は、子どもと考えられています。こども基本法の考え方もありますが、例えば児童養護施設を出た後、18歳に達してもまだ仕事に就けない人はやはり成人とは言えないような身体的または精神的にも未熟にある子どもさんもありますので、そういう方も含めて考えていいのだと思います。できるだけ子どもの対象を限定的に18歳とくくってしまうのではなく、それ以上であっても対象となるような子どもと考えてもいい場合があるのではないかと思います。よろしいでしょうか。

○小山委員長

ありがとうございます。対象の居住の実態がどうなのかということで、親が石狩市に勤めていてその子どもまで範囲に入れるのか、入れたらいいのではないかという意見があったのですが、松倉アドバイザーのお考えをお聞かせください。

○松倉アドバイザー

士別市にあるように士別市以外から士別市に通勤、通学する人と考えられていますので、石狩市以外から通う子どもたちやかわりある子どもたちを対象としていいのではないかと思います。

○小山委員長

ありがとうございます。この年齢ですけれども18という数字が児童にかかる様々な法律の中で一応は定義されているかと思いますが、それに限定する必要はないということになるかと思いますが、であれば、どこまで広げるか、どこまで対象とするかということになるかと思いますが、一つは高校卒業、あるいは18歳、しかし、それを超えても心身の発達の過程にある者を含み上限を定めないという取り方もあるかと思いますが、ここまでの中で何かご意見ありますか。お願いします。

○長谷川委員

子どもという定義でいくつまでが子どもなのかと思いました。先程、心身の発達過程にある者とあり、これはとても大事なことだと思います。士別市の定義はとてもいいと思いました。18歳未満だけれども18歳に達し20歳に満たない高校生を含むという形。私は、女性相談センターに勤めていますが、親に育てられてない子が、いざ18歳になったからここから出てくださいと言われて、自分で生活しなければならなくなった時に、キャッシュカードの使い方も分からなくて、結局いろんな事件に巻き込まれて逃げ込んできた子がいました。とても素直でいい子なばかりに周りから搾取されてしまうなどいろいろなことがありました。そのような子には、一番大切な生活する基盤も分からないので、何から教えて支援したらよいか、やはり生活の基盤から大人の支援が必要になるかと思いますが、その子の権利を守っていかなければならないと思います。ただ、いつまで支援が必要なのか、30歳になっても支援が必要になっていくのか、どこで区切ったほうがいいのかと、士別市の定義を見た

時に18歳から20歳の期間くらいがいいのかと思いました。

○小山委員長

ありがとうございます。他どなたかいらっしゃいますか？お願いします。

○重山委員

校長会から参加させていただいております。年齢等をはっきりさせることで弾かれてしまい、曖昧にしておいてぼやけてしまうこともあると思います。土別市、川崎市、武蔵野市と自治体の規模が違うので、抱えられる範囲、大きさ、人数が違うため表現が違うと思いますが、「これらの等しく権利を認めることが適当な者」とかなりあいまいな書き方で、きっと何かカテゴリ化をして包もうとしているのかと思います。分かりやすいのは、土別市のように通学、学んでいる過程にある者、通勤も働いているけれども、学びながら育ちながら働いている者もいるということで解釈するとすれば、より伝わりやすいはっきりとした言葉なのかと思います。その辺は、自治体の考え方や規模などを含めてできるだけ言葉できちんと定義する部分は分かるようにしながら、範囲を絞らないようにしながら、ここは難しいですが、やはり伝えることがしっかり伝わるようにするのがよいのかと思いました。土別市はうまいところでバランスを取っていると感じました。

○小山委員長

ありがとうございました。他にどなたかご意見いただけないでしょうか。はい、お願いします。

○朝倉委員

年齢の定義をどうしたいかという意見です。私は、この18歳未満というのは非常に強い言葉だと思います。ぱっと目に入ってきて印象として非常に残りやすいし、さらに石狩市の姿勢、石狩市の子どもは、この範囲までの権利を守ってくれるのだと明確に分かりやすい。分かりやすい分やはりそこに冷たさを感じてしまう人もいのではないかと思います。ここに上がっている3つの市は、いずれも18歳という言葉を出していますが、先ほど事例にもある富山県南砺市では、あえてその言葉を抜いた事例があるとお聞きし、非常にチャレンジではありますが、石狩市がそういうチャレンジをしようとしている姿勢を伝えることも含めて、これを読んだ人、もし子どもが読んだとしても子どもは一時一句を全部は読まないし、読んでもここは自分に当てはまるとは思わないですし、そのような人たちが18歳という言葉を目にしてしまった人が、どう感じるのかということを考えて定義を作ったらいいのではないかと私の個人的意見です。

○小山委員長

ありがとうございます。チャレンジにいく選択ということも考えていいのではないかとのご意見だったと思います。はい、お願いします。

○大森委員

武蔵野市は、新しいと分かっているんですけど、土別市や川崎市の条例については、早くから作られていることもありまして、策定状況がずいぶん変わってきているのではないかと思います。このようなことを考えながら、本当に真剣に子どもの定義を考えていけたらいいと思いました。それから、朝倉委員がおっしゃったように18歳未満ということだけがぱっと目に入り、一人歩きすることは私もどうなのかと感じております。これを協議するときには両方協議するのは難しいのでしょうか。年齢を入れながら、心身の発達過程にある者なども工夫しながらやれるのがよいのかと思いました。

○小山委員長

18歳という数字とそれを補足するような定義をしていくというご意見だったかと思います。18という数字の上はだめ、逆に言うと高校生あたりは子どもの権利条例の十分対象になり、18歳まではいいですというメッセージもあるのかと思います。ここについては、色々ご意見がありましたので事務局の方で次回の課題として、まちづくりの方針なども含めて案を検討していただければなと思います。よろしいですか。ありがとうございます。

では、次の議題に入っていきたいと思います。次は、2番目の大切な子どもの権利について事務局より説明をお願いします。

○事務局 中川主査

資料の「子どもの権利に関する条例検討委員会での論点について」の2番目「大切な子どもの権利」について、議論をグループワークの方法で行いますので説明します。

事前送付しました資料の「参考みんな知ってる?!子どもの権利条約1条～40条」をご覧ください。

これは、子どもの権利条約に書かれている内容を分かり易くイラストも入れて作っている資料で、8月20日に開催した第1回市民ワークショップで使用したものです。今回の検討委員会の事前作業として、この中から、大切にしたい権利や自分が大事だと思う権利を3つ選んでいただき、その理由も考えていただくようお願いをしておりました。

これから、グループに分かれて意見交換をしていただきますが、それぞれに考えてきた内容を発表いただいたあと、石狩市の条例に必要な権利についても意見交換をしていただきたいと思います。また、本日の追加資料として「先進事例3市の条文」を配付しております。士別市、川崎市、武蔵野市の各市の条文の子どもの権利関係の部分抜粋したものです。子どもの権利条約が基本とされておりますが、士別市は子どもにとって大切な権利を第2章として、5つの権利を条ごとにまとめてさらに詳細を示し、川崎市は第2章人間としての大切な子どもの権利として、8つの権利を条ごとにまとめて士別市と同様に詳細が示されています。武蔵野市は第2章保障すべき子どもの権利とし、条で子どもにとって大切な子どもの権利として、大きく8つの権利が示されています。子どもの権利に関しては、この条例の根幹となるところですので、グループワークで多くの意見を出していただきたいと思います。説明は以上です。

○小山委員長

ありがとうございました。事務局の説明のとおり、大切な子どもの権利についてはグループワークで意見交換をしていただきたいと思います。先日開催された市民ワークショップでも同様の手法で検討されて、大変有意義な意見交換会だったと事務局から伺っております。ワークショップに参加された方は繰り返しになってしまいますが、ワークショップの時と同じでも違って構わないので3つご意見を交換していただければと思います。グループですが、窓側のグループがAグループ、廊下側がBグループとします。Aグループのファシリテーターは私の方で、Bグループの方は伊藤副委員長にお願いしたいと思います。議論が終わりましたら、Aグループから順番にメンバーから出された大切に思う子どもの権利とその理由など、グループ内の意見交換の内容について発表していただきます。それでは今から15時を目途にグループワークを始めてください。

○グループワーク

○事務局 田村次長

残り5分となりますので、そろそろ各グループのご意見をまとめていただきたいと思います。

5分後

それでは15時5分になりましたので、議論を終了していただきたいと思います。

○小山委員長

それでは、Aグループです。子どもにとっての権利を4つに分けて、一つは大前提となる生きる権利そして守られる権利、それぞれ個性をもった存在なので、当然差別から守られるそういったところがまず1点目。2点目は、それを実現するための親の責任について明記すべきではないか、保護者としての役割、まずは社会としての役割、そういう子どもが適切に守られないことがないような仕組みが子どもの権利を保障されてきたということ。3点目は、子どもの自立に関することでそれぞれが学ぶ権利、色々な機会に参加する権利。4点目は、いろいろな場所で参加できる権利、受け入れられる権利、そこで様々な人と繋がって、生きがいや興味、幸せというようなことに繋がるような権利という4

つの権利について話が出ていたかと思います。以上です。

○伊藤副委員長

Bグループの方では、それぞれ3つ共通なところを選ばれた方も多くいらっしゃいましたので、それらを中心に話をしていました。第28条のいろいろな方法で学べる権利についてですが、解釈の仕方です。学校だけでなくいろいろな場所で学ぶ権利が必要ではないかということ。次に第31条の休むことも遊ぶことも大切な権利。一見、学ぶことと遊ぶことが反対の意味をなすような気もするんですが、これはやはり子どもにとっては、学ぶことも休んで遊ぶことも同じ学ぶに含まれるのではないかという意見が出まして、皆で納得したところです。学ぶ権利があってその参加する権利の中の第12条の自分の意見が言えるということ。第13条の伝えたいことを伝える、知りたいことを知るといふことに繋がるのではないかという関連で皆さん話し合われました。また、学ぶことがあって自由に表現、意見を言えることができるようになったら、資料の一番下の第4条の国は努力する義務があるというベースがあるからこそ、子どもの権利が保障されるのではないかという話になりました。それぞれ3つ選んだ以外にもフリートークをしまして、気になる場所がないかというところで、守られるということが子どもだから守ってあげなきゃいけないという大人の立場ではなく、子どもと大人の対等な人ですので、子どもも第33条、第34条にあるような危険なものに対しては、大人が事前に相談できる場所をきちんと設ける、どんなことでも受け入れる場所をもつということが必要ではないかという意見が出されました。それから、第2条のどんな違いがあっても差別はだめというのは、とてもベースになる個人個人のありのままの自分であることや自分らしく育つという権利の中でも第2条は必要なものではないかという話になりました。以上です。

○小山委員長

ありがとうございました。条例に入れ込む子どもの権利についてとても重要な部分ですので、皆さんの貴重なご意見を活用させていただければと思います。この意見については、事務局の方でまとめてもらって資料として作成していただくことにしたいと思います。今のグループワークでの意見が出ましたけれども、松倉先生の方で何かコメントがあれば教えていただければと思います。

○松倉アドバイザー

皆さん非常に大事な子どもの権利について考えていただきましてありがとうございます。こういったご意見について大人たちが考えることも大事ですが、子どももどう権利が大事なのかということも考えることも大事だと思っています。子どもに選ばせると、子どもは休息する権利や遊ぶ権利、第31条あたりが結構強い要望があるようです。いずれにしても私が感じることは、今子どもの権利条例をどういうところを目指して石狩市が作っていくのかということが、すごく大事になるかと思っています。士別市は、日本一の子どもにやさしいまちづくりを目指して、現在士別市は、小中学生はもちろんのこと高校生までも子どもの医療費が無料となっています。このようなことも含めてどのようなまちづくりをするのか、子どもも大人もまちづくりのパートナーであるということも大切な視点であると思います。いろいろな子どもの権利を考えていくうえで、子どもが守られるということもとても大切ですが、それ以上に大人と子どもが対等な関係性といえますか、子どもは権利の行使主体者であるいうところに子ども権利条約のいわゆる一番大事な子ども観があるのではないかと思います。そうした時に、今現在の子どもの状況というのはかなり深刻な権利侵害が頻繁に行われているという意味では、子どもの虐待やいじめだとか家庭環境という面でも離婚だとかそういった問題にさらされている子どもたちが非常に多くいます。そういった中で、人権侵害を受けた場合に相談救済機関をどうするのかということは非常に大きな問題で、例えば士別市などは相談救済機関を条文で設けていますので、それに基づいて弁護士だとかいろんな精神保健福祉士などの人が一緒になった組織が作られて、相談を受けて解決するというのもいわゆる弁護士も法律的な立場からアドバイスをして解決するというようなことも実際にやっています。そういう意味では、いろいろと大事な権

利になります。よく言われるのが、子どもの意見表明権がすごく大事であって、将来的には子どもの自己決定権、子どもが自分らしく生き生きと生きられる、自分らしさをもって生きられるそういう大人に成長するということがあるわけですから、そういった意見表明権の機会も保障していくことがすごく大切な子ども権利条約の作られたねらいでもあるかと思います。この意見表明権については、いわゆる言葉が話せないような乳幼児の願望や要望等まで含めるというのが、国連の子どもの権利委員会の見解となっております。それらも含めて幅広い子どもの権利条約の可能性を含めて、石狩市がどのような子どもの権利条例を作るのか、そして、石狩市が目指すべき子どもの権利条例はなんなのかということについて方向性をしっかりと定めて、市長を含めて検討されて、いろいろな方々と検討していい条例を作成して欲しいと思います。以上です。

○小山委員長

はい。貴重なアドバイスありがとうございます。今後の検討会の進む上での大事な視点だったと思っています。各グループの方についてもご意見いただきました。ありがとうございました。それではグループワークはこれで終わりたいと思います。それでは、その他事務局から何かありますか。

○事務局 田村次長

長時間にわたってのご議論ありがとうございました。私もBグループのご意見を少し聞かせていただきまして、大変参考になりました。ありがとうございました。一つ皆様にお願ひがあります。事前作業として、この紙を記入いただいているかと思っています。今もお話はいただいているのですが、テーブルの上にそのまま置いていっていただけると大変助かります。それから、第3回目の検討委員会は、11月22日水曜日を予定しております。近くなりましたら連絡をさせていただきますので、日程調整をよろしくお願いいたします。以上です。

○小山委員長

はい、ありがとうございました。最後に何か委員の方で確認しておきたいところがありましたらどうぞ。

○伊藤副委員長

今、子どもの権利について進行形でやっておりますが、子どもたちにも目に触れるところに子どもの権利に関するものですか、ポスターなどを貼っていけたらどうかと思います。子どもの権利条例ができましたと見せるのではなく、今、石狩市では子どもの権利条例について検討していることについて、子どもたちにも見る機会を少しでも増やした方が興味にも繋がっていくかと思っています。ちょうど2週間後にこども未来館でお祭りを開催しますので、子どもたちも知る権利の一つかと思っていますので、この大きなポスターを作ってください、子どもたちに貼って見せたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小山委員長

はい。ありがとうございます。事務局側への要望ということでお願いします。

○事務局 田村次長

もし、お祭りでお使いになるとか、皆さんも個人的に何かお使いになるということがあれば、こちらの資料はお渡しできますので、大きな形にしてお渡しすることも可能です。どういう形で周知していくかは、今後検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

○小山委員長

ありがとうございます。他に何かありませんか。

○星野委員

ワークショップの件です。せっかくの機会ですが、子どもの参加がとても少ないと感じております。お祭りがあるというお話なので、そこに出向くというわけでないですが、何か子どもたちが参加しやすい形など現状をみて対応していくことはできないのかという意見です。

○小山委員長

ありがとうございます。せっかくの機会ですので、何か子どもがより参加しやすいような対策ができないかというご意見でした。これも事務局への要望ということでよろしいですか。

○大森委員

まだ先の11月ですが、私たちは子どもの権利パネル展を市と教育委員会の後援をいただいて、今回は市民図書館で行うことになっています。そのような時に、このような大きなポスターとか、今こういう形で進めているなどのワークショップの写真とか検討委員会の様子とか、その過程が皆さんに分かるようなものがあつたらいいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○小山委員長

ありがとうございました。

○新田委員

今、子どもに伝えるというような機会というのがありましたので、もしそれが実現するようなことがありましたら、子どもがどう思ったかという意見をそこでも拾えるように紙を置くだとか、子どもの声を反映していくようなことが今後あればいいと思いました。

○小山委員長

はい、貴重なご意見ありがとうございます。他にどうでしょうか。それでは、予定の時間となりましたので、第2回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会を終了いたします。

令和 5 年 10 月 30 日 議事録確定

委員長

小山 和利